

認知面接手法と警察で応用される心理学研究に関する 警察官の意識調査

高 村 茂*

Survey of Japanese Police Officers on Cognitive Interviewing and Applied Psychological Methods in Criminal Investigations

Shigeru TAKAMURA*

Cognitive interviewing techniques are being introduced and some other applied psychological methods have already been introduced to Japanese criminal investigations. A survey concerning these approaches was given to 69 male police officers from the Regional Police-School. The survey evaluated their investigative career, expectations of and difficulties with cognitive interviewing when introduced to Japan, and the effectiveness of seven investigating methods used at present, based on applied psychology.

The results showed that none of the participants were familiar with the cognitive interview method before attending the class. However, most of them responded that several methods recommended in the cognitive interview should be used for criminal investigations in Japan. Participants reported high expectations of the effectiveness of cognitive interviewing, and evaluated the difficulties of introducing the method into Japan as minor. Furthermore, the policemen who were highly motivated to learn cognitive interviewing had in general more favorite expectations concerning psychological approaches to police investigation.

key words: cognitive interview, police officer, investigative psychology

問 題

警察官にとって「面接」とは、事件解決のみならず、市民との信頼関係を構築する上でも非常に重要である。英米など海外の捜査機関では、警察が実施する面接に関して心理学的知見に基づくさまざまな捜査面接 (Investigative Interviewing) 手法が開発され、実際の捜査にも導入されている。捜査面接は、被疑者から適切な自供を得る面接と、事件や事故の目撃者などから捜査に有効な情報を導き出す面接が二本の柱となるであろう。後者の代表として認知面接 (Cognitive Interview) と呼ばれる目撃者面接が挙げられる。認知面接は、1980年代前半にアメリカ

司法省などの捜査当局が、有効な面接法の開発を認知心理学者の Fisher と Geiselman らに依頼し、1990年代初め頃に完成した手法 (Fisher & Geiselman, 1992) である。認知面接は主として捜査に協力的な目撃者を対象として、目撃証言の質と量を高めるものとして英米の他、世界の多くの捜査機関に導入されているが (Milne & Bull, 1999 原他訳 2003)、日本の警察においては、実際の捜査に導入されておらず、その存在も十分に知られていないのが現状であろう。

認知面接は当初、認知心理学において記憶想起に有効とされる基本公式のみで実験室状況での基礎研究が繰り返されて、その有効性が確認された (詳し

* 徳島県警察本部科学捜査研究所

Forensic Science Laboratory, Tokushima Pref. Police. H.Q., 2-5-1 Bandai, Tokushima-shi, Tokushima 770-8510, Japan

Table 1 実務で使用される認知面接の手順

段 階	主な目的
第1段階：面接の導入段階	ラポールの構築と、目撃者に面接の理解を得る。
第2段階：事件について自由に話してもらう段階	目撃者がどのような形で記憶しているのか、目撃者の頭の中の記憶構造を把握する。
第3段階：必要な情報を収集し、さらに記憶を喚起する段階	捜査員が知りたいことを直接質問し、さらに、目撃者が思い出せなかった記憶を喚起させる。
第4段階：まとめの段階	正確な情報が収集できたか、また、目撃者が他に付け足す情報がないか確認する。
第5段階：最終段階	好印象を与え、他に思い出したことがあれば言うように教示する。

(渡辺昭一, 2005. 捜査心理ファイル, p.47 より一部改編して引用)

くは、越智, 1998; 高村・横井, 2007ab を参照)。その後、捜査に導入する前段階として、実際の捜査で実施されている目撃者面接の録音テープが詳しく調査され (Fisher, Geiselman, & Raymond, 1987), 現在, Table 1 の手順により世界的に使用されている実務型の認知面接が誕生することになった。

認知面接が確立されていく過程は、認知心理学の実験知見が中心となるが、その具体的な面接手法については、臨床心理学的知見も多く取り入れられている。この点に関しては、Fisher & Geiselman (1992) では、“(手法には) 捜査面接の関連領域、例えば、ジャーナリズム、(中略)、医学面接、心理療法面接からの研究概念を引用した”と述べられている。当然ながら、突然に事件や事故に遭遇した目撃者は強いストレスに曝される。また、ここでいう目撃者には被害者の多くが該当し、その中には、強姦事件などの性犯罪被害者も含まれている。そのため、認知面接は面接の冒頭でのラポール構築を重視し、目撃者の供述に対しては真摯な傾聴手法を用い、できるだけ不安や恐怖を軽減させ積極的に面接に集中させる対処法など、臨床心理学面接で要求される基本手法が多数組み込まれている。

Table 2 には、認知面接を習得するために必要とされる基本技術が、課程 A から F にかけて段階的に示されている。これらの技術は目撃者との人間関係を重視するなど、警察改革 (吉村, 2002) の一環として、近年の日本警察が特に重点を置く犯罪被害者支援との共通性も高いであろう。同時に司法制度改革の一環として、2009 年より裁判員制度が導入されたが、聴取方法に心理学的なルール設定の必要性が指摘 (例えば、渡部, 2002) されるなど、過去

には批判を受けた日本の目撃証言における科学的対処を、裁判員に伝える意味での期待もかかると思われる。

また、先にも紹介した認知面接が成立する上での注目すべき研究として Fisher et al. (1987) では、フロリダ州メトロデイト警察の協力により、実際の目撃者、被害者を対象とした面接録音テープを精査するという調査が行われた。この研究の主目的は、面接が上手な刑事とそうでない刑事を分類する面接技術を注意深く検討することであり、結果的に上手な刑事が用いる技術が認知面接に盛り込まれ、好ましくない技術が削除された。この研究で削除された技術は、目撃者の供述を頻繁に干渉する、自由に述べさせるオープン形式の質問が極めて少なく、簡単な回答を求めるクローズ形式の質問が中心であるなど、多くの不適切な目撃者対応である。これらの内容は、Milne & Bull (1999 原他訳 2003) によると、“対人コミュニケーションの心理学が重要と考える多くのことを欠いている”と評されている。また、Fisher & Geiselman (1992) では、驚くべきことにアメリカでは、取調べと類似した面接手法で協力的目撃者に接していたという報告もなされている。

結果的に、Table 2 で示された基本技術は、警察官が協力的市民と接する際に対人スキルを向上させる一定の指針ともなるであろう。一般市民が事件、事故の目撃者となり、その供述を求められることは再三あることではなく、その貴重な面接の成否は、その後の警察に対する印象形成の大きな鍵となりうるのである。この点に関して、Kebbell & Wagstaff (1999) では、認知面接の思わぬ副産物として、警察官が認知面接による適切な面接を実施することが、

Table 2 認知面接習得のための13の基本技術

課 程	基本技術
課程 A	①ラポールを構築すること。
課程 B	②積極的に傾聴すること。
	③目撃者の方から積極的に（情報を）喋るようにして、捜査員が、具体的に尋ねるまで受け身になって待たないように伝えること。
	④オープン形式の質問で尋ねること。
	⑤目撃者の返答後、次の質問を実施するまでに、間（ポーズ）を置くこと。
	⑥（目撃者の話を）さえぎらないこと。
課程 C	⑦詳細な供述が必要であることを、はっきりと目撃者に要求すること。
課程 D	⑧目撃者が、徹底して集中できるように促すこと。
	⑨目撃者が、イメージを活用できるように促すこと。
	⑩目撃時の心的文脈を再現すること。
課程 E	⑪目撃者の視点に立つこと。
	⑫目撃者に適した質問形式で尋ねること。
課程 F	⑬認知面接の実施手順を遵守すること。

(Fisher & Geiselman, 1992; Milne & Bull, 1999 原他訳 2003 を参考にして要約)

面接後の警察と市民間の良好な関係をもたらす可能性があると強調されている。

また、一般に警察官による事情聴取は一種の権威者面接であり、場を支配する警察官の質問に答える二次的役割を目撃者が担うという構図が一般的社会通念である (Fisher & Geiselman, 1992)。認知面接は、例えば Table 2 の課程 B の③にあるように、中心的に喋るのは目撃者であることを冒頭にはっきり伝えるなど、一見するとこれまでの社会通念と異なって警察官が面接の主導権を握っていないようにも評価されうる。このような状況は、目撃者側にとれば、警察官の質問に応答するだけの役割ではなく面接の中心的役割が求められるという違和感をもたらす可能性があるだろう。一方、現場の警察官にとっては、刑事主導で捜査に必要な項目を目撃者に順番に質問するという従来の手続きとも趣が異なる状況でもある。刑事社会には、取調べや聞込みの技術など捜査面接の範疇に属する捜査活動に関して、例えば“先輩、上司の教えを受ける” (綱川, 1994) など、まず先人の経験を重視し、さらに個々の努力によって技能を獲得するという慣例もあり、新たな心理学的知見を随時、実践に応用するというよりは、一種の刑事社会の伝統のような形式で継承されがちである。そのため、認知面接の手続きが、これらの伝統的風習とは異なる違和感を、現場の刑事にもたらす可能性も否定できない。しかし一方で、団塊の世代と呼ばれたベテラン警察官の大量退職を受け、現在の日本警察においては、若年警察官の早急な育

成が求められているのも現状である。そのような状況において、例えば Table 2 のような形式で教授が可能な認知面接の手法は、心理学に基づいた教育手段としての期待もかかるであろう。

ところで、認知面接のように心理学的知見を犯罪捜査に応用する試みは、捜査心理学 (Investigative Psychology) と呼ばれ、近年、特に発展しているが (Canter, 2004)、その事情は国により異なっている。日本警察においては、導入後約 50 年間の歴史を有するポリグラフ検査 (例えば、中山, 2003) につづいて、犯罪者プロファイリング (例えば、渡邊・高村・桐生, 2006) が全国的規模で捜査に導入されつつある。その他、捜査に関する分野としては、適正な自供を得るための取調べ支援、人質立てこもり事件捜査への心理学的支援などが挙げられる (これらの概要については、渡辺, 2004 に詳しい)。また臨床心理学的要素が強い分野としては犯罪被害者支援が第一に指摘され、これらの支援業務に従事する警察官の二次受傷 (上田, 2006) など、警察職員に対するメンタルヘルスの重要性も強調されつつある。認知面接は、これらの流れにおいて、特に目撃証言に重点を置くという意味で意義深い分野である。

このように警察における心理学の需要は、近年、特に高まっているが、警察官がこれらの応用分野をどのように認識しているかについて調査した研究は少ない。中でも、特に目撃証言が重要な対人犯罪の他、さまざまな領域の犯罪捜査に従事する刑事にとって、認知面接のような面接手法に関する習得意

欲や具体的な手法への期待度や障害度をいかに評価するかを調べることは、非常に重要と考えられる。そこで、本研究は、刑事と呼ばれる警察官を対象として、日本の捜査に導入されていない認知面接に対するさまざまな意識、および警察で応用される心理学領域の研究についての期待度をアンケート形式で調べることを目的とした。

方 法

調査対象者と調査時期

2009年度のS管区警察学校における警部補任用科刑事課程に入校中の警察官を調査の対象とした。この課程は年度内に3期の入校期間に分割され、調査対象者の総数は69名で全員が男性である。この課程の入校者の大半は、課程修了後、S地方の警察本部ないしは警察署における捜査係長として、S地方で発生する刑事事件の捜査における中核的役割を担う立場にある。警察官にはさまざまな業務があるが、本研究の調査対象者は、今後、目撃者面接を中心的に実施、あるいは部下に指導する立場にあり、認知面接に対する意識調査の対象者としては、最も好ましい母集団と考えられる。また、ポリグラフ検査や犯罪者プロファイリングなども実際に関係する可能性が高い警察官集団である。

調査方法

調査項目の選定に関しては、認知面接に関する各種文献、中でもMilne & Bull (1999 原他訳 2003)で紹介された海外の警察官に対する捜査面接の意識調査などを参考にした。また、長年に渡り警察に勤務する心理学担当者として、警察官と共に捜査に携わった筆者から見た刑事という社会の伝統、警察の施設面や実際の捜査の現状なども調査項目に採用した。

具体的な調査内容は、調査対象者の基本項目として年齢層、捜査経験年数、主たる捜査領域の3項目を設定した。認知面接に関する概要的質問として、①認知面接に関する事前知識の有無、②日本の捜査への導入必要性の有無、③認知面接に対する習得意欲、④認知面接を行うべき教養（警察学校等での授業）の課程の4項目を設定した。さらに、実際の認知面接導入に付随して、⑤認知面接導入に関する5種類の要因に対する期待度、⑥認知面接導入に関する障害度として、対象者が認知面接の実施者という

観点からの5種類の要因、対象者が部下・同僚等に指導する立場という観点からの3種類の要因が定められた。最後に、⑦警察における7種類の心理学応用領域の研究に関する期待度の評定を求めた。回答は質問の種類に応じて、自由筆記、複数項目からの選択、2件法、および5件法で行った。5件法に関しては、例えば期待度では、「全く期待しない(1)～非常に期待する(5)」、障害度では「全く障害でない(1)～非常に障害である(5)」で評定した。

調査方法は、筆者が犯罪者プロファイリングに関する授業80分、認知面接に関する授業80分を実施した後に、調査票を配布し、後日にまとめて回収する手続きで行った。認知面接の授業内容は、目撃に関する心理学的基礎知識の他、認知面接の概要、成立過程、手法の紹介など具体的な実践方法を含み、認知面接実践の基本マニュアルであるFisher & Geiselman (1992)を中心に公刊された文献で構成されていた。また、年度内の第1期から第3期に対する授業内容、配付資料は同じ内容で統一した。

調査における倫理面の配慮として、できるだけ現場の刑事としての率直な意見を収集するために匿名性を重視し、氏名および調査対象者が所属する県名は記入対象から除外した。年齢に関しても、例えば「30歳代前半」のような選択形式とし、対象者が特定できないように配慮した。また、調査目的として、日本の捜査に今後、認知面接を紹介するための基礎資料とする一方で、学会等での公表を前提とすることを調査票の冒頭に明記した。加えて、回答の手続き上、②日本の捜査への導入必要性の有無で、「必要でない」と回答した場合はその理由を自由筆記して、それ以降の質問を省略し、⑦警察における7種類の心理学応用領域の研究に関する期待度の評定に進むよう求めた。

結 果

基本項目と認知面接に関する概要的項目

分析にあたり、研究の方法論上、非常に限定された母集団を対象とするので、欠損値に関しては、その都度、欠損値処理を行った。5件法の評定値に関しては、すべての調査項目の平均値と標準偏差を算出した。まず、授業を受けた時期による違いがあるかどうか検討するため、5件法で評定した全21項目を対象に3期の入校者間で自由度2の一元配置の

分散分析（多重比較）を行ったところ、どの項目でも有意差は認められなかった。

調査対象者の年齢層と主たる捜査領域は Table 3 に示した通りであり、最頻値となる年齢層は 30 歳代前半で、平均捜査経験年数は 7.18 年 (SD 4.50) であった。刑事の捜査領域の分類というのは、必ずしも容易ではないが、一般的に認知面接は強盗、性犯罪などの対人犯罪への適用が多くなるので、この領域に従事する刑事は、特に認知面接に対する期待度が高いという可能性も考えられる。日本ではそのような犯罪の捜査領域を「強行」と呼ぶので、Table 3 に示したように、回答が強行犯罪とのみ記されている場合を「強行単一型」、強行以外にも、例えば、窃盗犯罪など別の領域が記入されている場合は「強行複合型」とした。知能犯罪、あるいは鑑識など、強行以外の一種類の分野が記入されている場合は「強行以外の単一型」と分類し、それ以外の記述形

Table 3 調査対象者の基本項目

調査項目	結 果
年齢層	20 代後半 5 名
	30 代前半 32 名
	30 代後半 18 名
	40 代前半 10 名
	40 代後半 4 名
主たる捜査領域	強行単一型 10 名
	強行複合型 14 名
	強行以外の単一型 35 名
	その他 10 名
平均捜査経験年数	7.18 年 (SD 4.50)

式は「その他」と分類した。

概要的項目に関しては、Table 4 に示したように授業を受ける前から認知面接の存在を知っていたと回答した者は 1 名も存在せず、導入に関しては 68 名が「必要である」と回答し、認知面接に対する習得意欲の評定値は 3.56 であった。警察では、警察学校等で行われる授業課程を「教養」と呼ぶが、導入すべきと指摘された具体的警察教養は Table 4 の順番であり、その平均回答数は 2.3 であった。

認知面接導入に関する期待度および障害度の評定

Table 5 には、認知面接導入に関する期待度を算出し、評定値が高い順に要因が示されているが、どの要因も中間点となる「ある程度期待 (3)」より高い値が示された。期待度の評定値に一元配置の分散分析（対応あり）と多重比較（Bonferroni 法）を実施した結果では、「目撃調書作成者として公判出廷した際の理論的背景」が低く評定されていることが示された。同様に Table 6 では、認知面接導入に関する障害度を算出し、評定値が高い順に要因が示されている。期待度とは対照的に障害度は、どの要因も中間点となる「ある程度障害 (3)」より低い値を示していた。障害度に関しても期待度と同じ統計処理を実施したところ、「目撃者の違和感」と「捜査員の違和感」が低く評定されていることが示された。

次なる処理として、調査対象者の基本項目である、主たる捜査領域と捜査経験年数によって評定値が異なるかどうかを検討するために t 検定を実施した。そのため、捜査領域は、「強行単一型」と「強

Table 4 認知面接に関する概要的項目

調査項目	結 果
今回の授業を受けるまでに、認知面接の存在を知っていましたか？	知らなかった 69 名
	知っていた 0 名
認知面接は日本の捜査に導入が必要と思いますか？	必要である 68 名
	必要でない 1 名
自分で認知面接を習得したいと思いますか？	評定値 3.56 (SD 0.94)
どのような警察教養で認知面接を導入すべきと思いますか？（複数回答可）	刑事任用科など専門分野への任用科 44 名
	初任科教養（補習科も含む） 34 名
	認知面接専用の専科 25 名
	巡査部長任用科 24 名
	警部補任用科 17 名
	捜査指揮専科など中堅幹部の専科 8 名
	警部任用科 5 名

Table 5 認知面接導入に関する期待度の評定

要 因	評定値 (SD)	多重比較
①捜査員自身の対人スキルの向上	3.59(0.88)	>⑤**
②後輩捜査員に対する育成手段	3.51(0.91)	>⑤*
③目撃証言の質的・量的向上	3.47(0.82)	>⑤†
④被害者支援の有効性	3.25(0.85)	
⑤目撃調書作成者として判判出廷し た際の理論的背景	3.07(0.95)	
$F(4, 67)=9.21, p<.01$ ** $p<.01$, * $p<.05$, † $p<.10$		

Table 6 認知面接導入に関する障害度の評定

要 因	評定値 (SD)	多重比較
①捜査員の適性 (指)	2.85(0.89)	>⑤⑥*, ⑦⑧**
②面接に適した職場環境の現状 (実)	2.75(1.03)	>⑦*, ⑧**
③刑事社会の伝統的風習 (指)	2.59(0.98)	>⑧**
④上司・同僚等の不理解 (実)	2.59(1.05)	>⑧*
⑤捜査員の抵抗感 (指)	2.30(1.01)	>⑧*
⑥目撃者調書の枚数的制限 (実)	2.29(0.95)	>⑧*
⑦目撃者の違和感 (実)	2.21(0.90)	
⑧捜査員の違和感 (実)	1.74(0.82)	

注：自ら実施を (実)、指導を (指) とした

$F(7, 65)=11.93, p<.01$ ** $p<.01$, * $p<.05$

行複合型」の合計 24 名, 「強行以外の単一型」と「その他」の合計 44 名の 2 群に分類した。また, 捜査経験年数は平均が 7.18 年なので, 7 年未満の 34 名を「捜査経験短群」, 7 年以上の 30 名を「捜査経験長群」の 2 群にして分析を行った (捜査領域と捜査経験年数の各合計値が異なるのは欠損値処理の結果である)。

その結果, 捜査領域に関しては期待度と障害度の合計 13 要因で有意差が示されなかった。捜査経験年数に関する要因比較では, 期待度の①「捜査員自身の対人スキルの向上」で短群 3.83, 長群 3.30 ($t=2.51, p<.05$), 期待度の②「後輩捜査員に対する育成手段」で短群 3.71, 長群 3.27 ($t=2.04, p<.05$) で差が示されたが (いずれも $df=63$), 障害度ではどの要因にも有意差 (傾向) は認められなかった。

心理学領域の研究に関する期待度

Table 7 には心理学領域の研究に関する期待度を算出し, 一元配置の分散分析の後, 多重比較を実施し, 評定値が高い順に研究が示されている。その結

Table 7 心理学領域の研究に関する期待度の評定

研 究	評定値 (SD)	多重比較
①ポリグラフ検査	3.57(0.93)	>⑦*
②取調べ支援	3.45(0.93)	
③人質立てこもり事件支援	3.43(1.01)	
④犯罪者プロファイリング	3.42(0.96)	
⑤認知面接などの目撃研究	3.36(0.86)	
⑥犯罪被害者支援	3.20(0.88)	
⑦警察官のメンタルヘルス	3.01(0.98)	
$F(6, 67)=5.40, p<.01$ * $p<.05$		

Table 8 習得意欲と心理学研究との相関

研 究	相関係数
①ポリグラフ検査	.364**
②取調べ支援	.516**
③人質立てこもり事件支援	.585**
④犯罪者プロファイリング	.391**
⑤認知面接などの目撃研究	.735**
⑥犯罪被害者支援	.421**
⑦警察官のメンタルヘルス	.232†
** $p<.01$, † $p<.10$	

果, 7 領域の研究すべてが「ある程度期待 (3)」より高い値を示していたが, 多重比較の結果では「ポリグラフ検査」に対して「警察官のメンタルヘルス」が低く評定されていることが認められた。

認知面接の習得意欲と心理学領域の研究に関する期待度との相関関係

最後に認知面接に関する概要的項目で得られた警察官の認知面接に対する習得意欲の評定値に注目し, この値と 7 種類の心理学領域の研究に関する期待度との相関係数を求め, Table 8 に示した。その結果, 認知面接に対する習得意欲は, 7 種類のすべての研究領域と正の相関関係にあることが示された。

考 察

本研究は方法的に, 事前に認知面接に関する説明が必要であり, さらに警察官の中でも最も目撃者面接と関係が深く, 心理学の応用分野と接する可能性が高い集団という条件で調査対象者を選定した。予想通り, すべての警察官は認知面接に対する事前知識を有していなかったが, 1 名を除く 68 名が日本の捜査に導入が「必要である」と回答した。導入が必要と回答した対象者は, 「自分で認知面接を習

得したいと思いますか？」という項目に関して、「全く思わない」と回答する者は存在せず、その評定値は3.56と本研究で得られた評定値としては比較的、高い値であった。「どのような警察教養に認知面接を導入すべきだと思いますか？」という質問に対しては、(刑事を目指す警察官が対象の)「刑事任用科」が最も多く、その次が(新任警察官が対象の)「初任科教養」であり、これらは共に若い警察官を対象とする教養である。また、やはり専門技術であるので(専科と呼ばれる専門技術の習得教養である)「認知面接専用の専科」でじっくり学ぶべきという意見も多かった。この項目は、複数回答形式で、平均2.3の回答があり、警察官人生のなるべく早い段階に複数回の教養を受けるべきという結果になった。

認知面接への期待度に関しては、すべての要因が中間点を上回り、多重比較では「目撃調書作成者として公判出廷した際の理論的背景」という司法的要因よりも、「捜査員自身の対人スキルの向上」「後輩捜査員に対する育成手段」といった警察官としての資質の向上という観点から評価されている点は興味深い現象である。現実問題としては、現行の刑事訴訟法では目撃調書作成者として公判出廷する可能性は、大部分の警察官にとって極めて低く、むしろ、今後、警部補というプレーイングマネージャーの階級に昇任する調査対象者の職務的な責任感が反映されているのかもしれない。

一方、導入に関する障害度は、すべての要因が中間点を下回り、多重比較の結果、実施面での「捜査員の違和感」が最も低く評定され、これに続く「目撃者の違和感」と共に認知面接の手法特性が理解された上での評定結果であると思われる。「目撃者調書の枚数的制限」に関しては、目撃証言の量が増えたところで、これらをすべて調書化する必要はなく、捜査情報としての有効活用が意図されていると思われる。比較的評定値が高い障害要因としては、指導する立場としての「捜査員の適性」、実施における「面接に適した職場環境の現状」と「上司・同僚等の不理解」、指導における「刑事社会の伝統的風習」が挙げられよう。特に指導における「捜査員の適性」が最も高い評定値であり、期待度における「後輩捜査員に対する育成手段」と同様、部下の指導という観点が非常に強く意識されている可能性が

ある。次なる「面接に適した職場環境の現状」に関しては、警察署などにおける、面接に使用する専用相談室の不足などの施設的环境と、目撃者面接に十分な時間が取れないなど業務的環境が指摘される。これらの問題に関しては、認知面接が浸透することにより、ある程度組織的に対応されるものと予想される。同じ評定値であった「上司・同僚等の不理解」「刑事社会の伝統的風習」、さらに続く「捜査員の抵抗感」という要因に関しても、認知面接が捜査に導入されたら、ある程度、解消されと考えられる。

このような要因は取調べと同様に目撃者面接なども、刑事自ら工夫して身につけるべきという伝統が存在する可能性を示唆するのかもしれない。今回の調査対象者の中で認知面接の導入が「必要でない」という回答が1名あったが、その対象者からは「通常の捜査で行われていることであるから、改めての導入の必要性は疑問」という理由が述べられている。しかし、本研究ではこれらの要因の障害度が高いとは評定されておらず、今後、捜査心理学などの各手法は、伝統的な刑事の努力と相反する立場ではなく、それらの努力を科学的に支援する立場であることが、理解されていく必要性があらう。

なお、調査対象者の主たる捜査領域に関して、特に目撃証言との関連の深い「強行犯罪」に重点を置いた比較をしても、期待度、障害度共に差は認められなかった。目撃証言は、どの領域でも重要であると評価されているか、むしろ、主たる捜査領域での有効性よりも、警察官としての資質の向上という観点で評価されているかは断定できない。しかし、捜査経験年数に関しては、「捜査経験短群」の方が、期待度に関する2種類の要因で「捜査経験長群」より評定値が有意に高いことは、今後、警察官としての研鑽を補うものとしての期待が示されているのかもしれない。

心理学領域の研究に関しては、7種類の応用分野すべてが中間点を上回り、多重比較では「警察官のメンタルヘルス」が「ポリグラフ検査」より有意に低い評定がされたが、全体的に、それなりに期待感を有していることがうかがえる。評定値には大きな差は認められないが「ポリグラフ検査」、「取調べ支援」、「人質立てこもり事件支援」といった応用分野は、目前に被疑者(容疑者)が存在する状況での手

法となるので、それだけ期待がかかるものと解釈可能かもしれない。「犯罪者プロファイリング」と「認知面接などの目撃研究」に関しては、容疑者浮上前の段階で活用される手法であり、現実の捜査では、DNA型鑑定や指紋など、他にも多く存在する心理学以外の鑑定、捜査支援手法の一部という評価がされている可能性がある。これらの応用分野への評価は、とにかく犯人を検挙したいという刑事の職業的執念のような意識により、この順位で現れたとも考えられる。

そのような視点から見ると、「犯罪被害者支援」や「警察官のメンタルヘルス」という領域は、幾分、現場の刑事への浸透が遅れている可能性があるのかもしれない。特に「警察官のメンタルヘルス」に関しては、昼夜を問わず捜査に専従する刑事にとっては、ある意味で特に重要であるが、未知の応用分野と評価されたとも考えられる。しかし、警察でも女性警察官などにおける二次受傷、拳銃を用いた青年警察官の自殺などが、対処すべき課題となっている。警察と同様に国の治安に携わる防衛省・自衛隊では、近年、メンタルヘルスに重点が置かれ(竹岡, 2009)、警察にもこの潮流が及ぶ可能性はあると思われる。

また、認知面接という新しい手法を学びたいという警察官の習得意欲は、「認知面接などの目撃研究」に限定することなく、それ以外の6領域の研究に対する期待度とも関連性があることが認められた。この結果は一つの手法に対する習得意欲が、他の領域への興味や関心を内在していることを意味し、いろいろな研究を学びたいという警察官の前向きな学習意欲を表していると解釈できよう。

研究の課題としては、認知面接の事前説明が必要という前提があるが、例えば、新任警察官など別の警察官集団との比較も必要であろう。また、今回は、女性の調査対象者が含まれていなかったが、女性警察官の視点から見た評価も検討されるべき課題である。特に、心理学領域の研究の評価に関しては、①すでに日本の捜査に導入された手法と導入途中にある手法間での理解度の差、②「犯罪者プロファイリング」のように事前に授業を行った手法とそうでない手法との差、③手法に対する刑事の専門領域別の利用頻度の差などの他、調査対象者の刑事人生における多くの要因が関係していると思われる。

る。

本研究は、認知面接という未知の手法を紹介し、意識調査を実施したところ、警察官は中間点以上の期待度を示し、逆に障害度を低く評定した。渡辺(2004)では、英米など捜査心理学の先進国と同様に、日本の警察官が心理学的知見への理解を深めることの重要性が唱えられている。本研究からは、捜査面接の一手法である認知面接に対して、刑事自らが創意工夫すべきというような理由で、日本の警察官がその導入を拒む傾向が存在するのではなく、基本的に認知面接という手法の存在を知らないという事実が示された。よって、日本の警察官がさまざまな心理学応用分野を受容する可能性は十分に存在し、これらの研究知見の積極的な警察教養が必要であろう。

付 記

本研究で使用した調査票の作成に関しては、警察庁科学警察研究所捜査支援研究室の渡邊和美先生、横田賀英子先生から貴重な助言を賜った。この場を借りて謝辞を述べたい。また、本研究の一部は、日本犯罪心理学会第48回および49回大会で発表した。

引用文献

- Canter, D. 2004 Offender profiling and investigative psychology. *Journal of Investigative Psychology and Offender profiling*, 1, 1-15.
- Fisher, R. P., & Geiselman, R. E. 1992 *Memory-enhancing techniques for investigative interviewing: The cognitive interview*. Springfield, IL: Charles Thomas.
- Fisher, R. P., Geiselman, R. E., & Raymond, D. S. 1987 Critical analysis of police interviewing techniques. *Journal of Police Science and Administration*, 15, 177-185.
- Kebbell, M. R., & Wagstaff, G. F. 1999 The effectiveness of the cognitive interview. In Canter, D., & Alison, L. (Eds.) *Interviewing and deception*. Aldershot: Ashgate, pp. 23-39.
- Milne, R., & Bull, R. 1999 *Investigative interviewing: psychology and practice*. New York: John Wiley & Sons. 原聰(編訳) 2003 取調べの心理学 北大路書房.
- 中山 誠 2003 生理指標を用いた虚偽検出の検討 北大路書房.
- 越智啓太 1998 目撃者に対するインタビュー手法—認知インタビュー研究の動向— 犯罪心理学研究, 36(2), 49-66.

- 高村 茂・横井幸久 2007a 認知面接の概要と実践(上)
警察学論集, 60(3), 161-176.
- 高村 茂・横井幸久 2007b 認知面接の概要と実践(下)
警察学論集, 60(4), 165-183.
- 竹岡俊一 2009 防衛省・自衛隊における心理臨床 一般
社団法人日本臨床心理士会雑誌, 18(3), 42-43.
- 綱川政雄 1994 聞き取り調査 啓正社.
- 上田 鼓 2006 警察官における二次受傷とその要因に
関する研究 心理臨床学研究, 23(6), 649-659.
- 渡辺昭一(編) 2004 捜査心理学 北大路書房.
- 渡辺昭一(編) 2005 捜査心理ファイル 東京法令出
版.
- 渡邊和美・高村 茂・桐生正幸(編) 2006 犯罪者プロ
ファイリング入門 北大路書房.
- 渡部保夫 2002 目撃者取り調べのルール 渡部保夫
(監修) 一瀬敬一郎・巖島行雄・仲 真紀子・浜
田寿美男(編著) 目撃証言の研究—法と心理学の
架け橋をもとめて 北大路書房 pp. 1-17.
- 吉村博人 2002 新版警察改革の道すじ—警察刷新に関
する緊急提言と警察改革要綱 立花書房.

(受校: 2011.8.10; 受理: 2012.5.10)